

所在地 [トップページ](#) > [子育て・教育](#) > 栃木市非常事態宣言解除後の学童保育の利用について

栃木市非常事態宣言解除後の学童保育の利用について

更新日：2020年5月18日更新

栃木市では5月18日から栃木市非常事態宣言を解除いたしましたが、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、先にご案内のとおり5月31日の市内各小学校の臨時休業期間中は申出による学童保育の利用を実施いたしません。

しかしながら、利用制限期間の延長により、ご家庭での保育に多大なご負担をおかけしていることから、6月1日からの小学校再開に向けた移行期間として、5月25日から5月31日までの1週間は、これまで設定していた利用の要件を緩和し、再度申出を受け付ける対応といたします。

つきましては、様々な事情によりこれ以上家庭での保育が困難な方は**5月25日から5月31日の間の利用について、5月21日（木）までに利用申出書をご提出**くださいますようお願いいたします。

なお、すでに5月18日から5月31日までの利用申出書を提出されている方は再提出の必要ありません。

受入れの対象となる家庭について

近隣に親族等で児童の保育を頼める人がいない、1年生から6年生までの児童で、保護者の就業上の理由により家庭での保育が困難で、学童保育を利用せざるを得ない方

利用の申出について

下記の申請書にご記入の上、**5月21日（木）までに**市役所子育て支援課、各総合支所市民生活課または各学童に提出してください。

[5月25日から5月31日の学童保育利用申出書 \[PDFファイル／142KB\]](#)

[5月25日から5月31日の学童保育利用申出書 \[Wordファイル／30KB\]](#)

下記のとおり、保護者の勤務先への市長からの依頼文を作成しましたので、必要に応じてご活用ください。

[勤務先事業者あて市長からの依頼文（家庭保育への配慮） \[PDFファイル／128KB\]](#)

なお、すでに5月18日（月）から5月29日（金）までの間の学童保育利用申込書を提出済みで、利用の承認を受けている方は、改めて提出する必要はありません。

※市内の民営学童保育をご利用の方は各運営団体様へお問合せ下さい。

提出期限は5月21日（木）となります。

保育料等の減免について

新型コロナウイルス対策としての小学校休業に伴い、各家庭の利用状況が多様にわたることから、令和2年5月分の学童保育料について休会・減免制度を設定いたします。

詳しくはこちらをご確認ください。

・[令和2年5月の新型コロナウイルスに係る学童保育料等の休会・減免制度のご案内](#)

学童保育利用申出書 (5月18日～31日分)

※必要最小限の利用にご協力ください。

【保護者控え】下欄に利用時間を記入してください。

5/18(月)	5/19(火)	5/20(水)	5/21(木)	5/22(金)
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
5/25(月)	5/26(火)	5/27(水)	5/28(木)	5/29(金)
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

児童名 _____

学童保育名 _____

学年 _____ 年

-----切り取り-----

【市提出】下欄に利用時間を記入してください。

5/18(月)	5/19(火)	5/20(水)	5/21(木)	5/22(金)
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
5/25(月)	5/26(火)	5/27(水)	5/28(木)	5/29(金)
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

児童名 _____

学童保育名 _____

学年 _____ 年

令和2年5月 _____ 日

勤務時間申告書

栃木市長 大川 秀子 様

保護者氏名		
保護者電話番号	()	()
勤務先名・所属		
勤務先所在地		
	勤務時間	勤務時間
5/18、25 (月)	⋮ ~ ⋮	⋮ ~ ⋮
19、26 (火)	⋮ ~ ⋮	⋮ ~ ⋮
20、27 (水)	⋮ ~ ⋮	⋮ ~ ⋮
21、28 (木)	⋮ ~ ⋮	⋮ ~ ⋮
22、29 (金)	⋮ ~ ⋮	⋮ ~ ⋮
事業所連絡先	所在地	
	担当部署名	
	電話番号	()
学童保育を利用する特別な理由等 (近隣の親族の状況など)		
近隣の親族の状況 :		
その他の状況 :		

※各事業所様へ勤務の実態を確認させていただく場合がございますので、ご了承ください